

○淡路市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

令和元年6月19日規則第2号

淡路市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び淡路市空家等の適切な管理に関する条例（令和元年淡路市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(情報の提供)

第3条 条例第5条第3項の規定による情報の提供は、空家等又は法定外空家等に関する情報提供書（様式第1号）により提出する方法のほか、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(立入調査)

第4条 法第9条第3項又は条例第8条3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第9条第4項及び条例第8条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

(特定空家等又は特定法定外空家等の認定)

第5条 条例第9条に規定する特定空家等又は特定法定外空家等の認定を行うときは、認定通知書（様式第4号）により当該空家等又は法定外空家等の所有者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後において、所有者等が必要な措置を講じ、当該空家等又は法定外空家等の状態が改善されたと認められるときは、認定取消通知書（様式第5号）により所有者等に通知するものとする。

(助言又は指導)

第6条 法第14条第1項又は条例第10条第2項の規定による助言又は指導は、助言又は指導書（様式第6号）により行うものとする。

(勧告)

第7条 法第14条第2項又は条例第10条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第7号）により行うものとする。

(命令)

第8条 法第14条第3項又は条例第10条第4項の規定による命令は、命令

書（様式第8号）により行うものとする。

- 2 法第14条第4項又は条例第10条第5項の通知書は、命令に係る事前通知書（様式第9号）とする。
- 3 法第14条第4項又は条例第10条第5項の意見書は、命令に係る事前通知に対する意見書（様式第10号）とする。
- 4 法第14条第3項又は条例第10条第4項に規定する者は、法第14条第4項及び第6項の代理人又は条例第10条第5項及び第7項の代理人を選任しようとするときは、書面によりその旨を届け出なければならない。
- 5 前項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、書面によりその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 法第14条第5項又は条例第10条第6項の規定による請求は、命令に係る意見聴取請求書（様式第11号）により行うものとする。
- 7 法第14条第7項又は条例第10条第8項の規定による通知は、命令に係る意見の聴取通知書（様式第12号）により行うものとする。
- 8 法第14条第6項又は条例第10条第7項に規定する者は、意見の聴取に際して、法第14条第8項又は条例第10条第9項の規定により証人を出席させようとするときは、あらかじめ書面によりその旨を届け出なければならない。

（代執行）

第9条 法第14条第9項又は条例第10条第10項の規定による代執行（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第13号）により行うものとする。

- 2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第14号）により行うものとする。
- 3 代執行に係る行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第15号）とする。
- 4 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による命令は、代執行費用納付命令書（様式第16号）により行うものとする。

（準用）

第10条 前条第3項及び第4項の規定は、法第14条第10項の規定による措置について準用する。

（標識）

第11条 法第14条第11項又は条例第10条第11項の標識は、標識（様式第17号）とする。

（応急措置）

第12条 条例11条第1項に規定する応急措置を実施する者は、応急措置実施者証（様式第18号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、当該応急措置を実施する前においては、応急措置に係る事前通知書（様式第19号）により行い、実施後においては、応急措置に係る実施通知書（様式第20号）により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定による徴収は、応急措置費用請求書（様式第21号）により行うものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

空家等又は法定外空家等に関する情報提供書

年 月 日

淡路市長 様

住 所
氏 名 印
(法人その他の団体にあつては、名称、事務
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
電 話 - -

淡路市空家等の適切な管理に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり空家等又は法定外空家等に関する情報を提供します。

空家等又は法定外空家等の所在地	淡路市 (地区)		
空家等又は法定外空家等となった時期	1 判明 (年) 2 不明		
空家等又は法定外空家等の概要	用 途	1 専用住宅 2 長屋住宅 3 共同住宅 4 併用住宅 5 店舗等・事務所等 6 その他 ()	
	構 造	1 木造 2 非木造 ()	
	階 数	1 一階建 2 二階建 3 三階建以上 4 その他 ()	
空家等又は法定外空家等の状態	利活用の可否	1 多少の修繕は必要だが、利活用可能と思われる 2 大規模な修繕が必要で、利活用は困難と思われる	
	外 壁	1 著しく損傷 2 一部損壊 3 損壊なし 4 判定不能	
	屋根・軒	1 著しく損傷 2 一部損壊 3 損壊なし 4 判定不能	
	建物の傾斜	1 傾斜あり（影響あり） 2 傾斜あり（影響なし） 3 傾斜なし 4 判定不能	
	門・柵・堀等	1 著しく損傷 2 一部損壊 3 損壊なし 4 設置なし 5 判定不能	
	敷地管理状況	1 雑草繁茂・モノ散乱 2 良好 3 判定不能	
その他の情報	所有者情報	氏 名	
		住 所	
		連 絡 先	- -
	その他（建物等の具体的な状況、その他周囲に与える支障や悪影響など）		

備考

- 「空家等又は法定外空家等の概要」及び「空家等又は法定外空家等の状態」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 空家等又は法定外空家等の位置を示す地図等を添付してください。

第 号
年 月 日

立入調査実施通知書

様

淡路市長

印

あなたが所有し、又は管理する空家等又は法定外空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり立入調査を実施しますので、同法第9条第3項又は同条例第8条第3項の規定により通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等又は法定外空家等

該当 空家等 ・ 法定外空家等

所在地

用途

構造

所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を行う事由及び内容

3 立入調査を行う日時

年 月 日 時から

4 担当課及び連絡先

備考 この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、空家等については空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第2項の規定により20万円以下、法定外空家等については、淡路市空家等の適切な管理に関する条例第15条第1号の規定により5万円以下の過料に処せられます。

（表面）

第 号		
立 入 調 査 員 証		
所 属	(写真)	
職 名		
氏 名		
生年月日		年 月 日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び淡路市空家等の適切な管理に関する条例第8条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行		
淡路市長		
印		

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（立入調査等）

第9条（略）

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

淡路市空家等の適切な管理に関する条例（令和元年淡路市条例第1号）（抜粋）

（立入調査）

第8条（略）

- 2 市長は、第10条第2項から第4項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。
- 4 第2項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 年 月 日

認 定 通 知 書

様

淡路市長

印

あなたが所有し、又は管理する空家等又は法定外空家等について、淡路市空家等の適切な管理に関する条例第9条の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等又は同条例第2条第4号に規定する特定法定外空家等に該当すると認定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 対象となる空家等又は法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

2 認定に至った事由

3 担当課及び連絡先

備考 上記の特定空家等又は特定法定外空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第2項の規定による助言又は指導の対象となります。助言又は指導がなされた場合において、なお状態が改善されないときは、同法同条又は同条例同条の規定による勧告、命令、代執行等が行われることがありますので、状態を改善する措置を実施した場合は、遅滞なく上記3の担当課まで報告してください。

第 年 月 日 号

認定取消通知書

様

淡路市長 印

あなたが所有し、又は管理する空家等又は法定外空家等について、 年 月 日
付け 第 号により特定空家等又は特定法定外空家等に該当すると認定しましたが、必
要な措置が実施され、状態を改善されたことから、当該認定を取り消し、淡路市空家等の適
切な管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

引き続き、空家等又は法定外空家等の適切な管理をお願いします。

記

1 対象となる空家等又は法定外空家等

該当 空家等 ・ 法定外空家等

所在地

用途

構造

所有者等の住所及び氏名

2 認定を取り消した事由

3 認定を取り消した日 年 月 日

4 担当課及び連絡先

第 年 月 日
号

助言又は指導書

様

淡路市長

印

あなたが所有し、又は管理する特定空家等又は特定法定外空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう助言又は指導します。

記

1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

2 助言又は指導に係る措置の内容

3 助言又は指導に至った事由

4 助言又は指導の責任者及び連絡先

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第3項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 特定空家等については、上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の措置を受けている場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定による勧告を受けることにより、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

勸 告 書

様

淡路市長

印

あなたが所有し、又は管理する特定空家等又は特定法定外空家等について、 年
月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう助言又は指導をしましたが、現在に
至っても改善されていません。

つきましては、速やかに必要な措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法第1
4条第2項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第3項の規定により、下記
のとおり勧告します。

記

1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者及び連絡先

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第4項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。この場合においては、同法第14条第11項及び同条例第10条第11項の規定により、当該事実の公示及びその事実を示した標識を設置することがあります。
- 3 特定空家等については、上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の措置を受けている場合には、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

命 令 書

様

淡路市長 印

あなたが所有し、又は管理する特定空家等又は特定法定外空家等について、 年
月 日付け 第 号により空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項又は
淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第4項の規定による命令を行う旨を事前に
通知しましたが、現在に至っても当該通知に示した措置がなされていません。

つきましては、下記のとおり必要な措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

2 命令に係る措置の内容

3 命令に至った事由

4 命令の責任者及び連絡先

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 この命令に違反した場合は、特定空家等については空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項の規定により50万円以下、特定法定外空家等については淡路市空家等の適切な管理に関する条例第15条第2号の規定により5万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、同法第14条第9項又は同条例第10条第10項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、淡路市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において淡路市を代表する者は、淡路市長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

命令に係る事前通知書

様

淡路市長

印

あなたが所有し、又は管理する特定空家等又は特定法定外空家等については、年月日付け第号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第4項の規定により、下記のとおり当該措置をとるよう命令することとなりますので、同法第14条第4項又は同条例第10条第5項の規定により通知します。

なお、あなたは同法第14条第4項又は同条例第10条第5項の規定により、この件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同法第14条第5項又は同条例第10条第6項の規定により、この通知の交付を受けた日から5日以内に、淡路市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等
該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする事由
- 4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

命令に係る事前通知に対する意見書

年 月 日

淡路市長 様

提出者 住 所

氏 名 印

（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

電 話 ー ー

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前通知書に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第5項の規定により、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

- 2 命じられようとする措置の内容及び原因となる事実に係る意見

- 3 証拠書類等の提出の有無 有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載し、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

命令に係る意見聴取請求書

年 月 日

淡路市長 様

提出者 住 所

氏 名 印

（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

電 話 ー ー

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前通知書に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第6項の規定により、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

2 意見聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先

備考

- 1 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載し、添付してください。
- 2 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

命令に係る意見聴取通知書

様

淡路市長 印

年 月 日付けの命令に係る意見聴取請求書により請求のありました公開による意見の聴取について、下記のとおり行いますので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第7項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第8項の規定により通知します。

記

1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取の期日 年 月 日 時 分から

4 意見の聴取の場所

備考

- 1 この通知書を持参の上、出席してください。
- 2 代理人が出席する場合は、代理人であることを証する書類を提出してください。
- 3 証人を出席させる場合は、あらかじめ届け出てください。
- 4 あなた又は代理人が、やむを得ない事由により出席することができなくなったため期日の変更を希望する場合は、期日の前日までにその旨を届け出てください。
- 5 正当な理由なく意見の聴取に出席しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなします。

第 年 月 日 号

戒 告 書

様

淡路市長

印

年 月 日付け 第 号の命令書により、あなたが所有し、又は管理する特定空家等又は特定法定外空家等について、必要な措置をとるよう命じましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。この命令を下記の履行の期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第10項の規定により、下記の措置を代執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
規模 建築面積 m² ・ 延べ床面積 m²
所有者等の住所及び氏名

2 命令に係る措置の内容

3 履行の期限 年 月 日

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、淡路市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において淡路市を代表する者は、淡路市長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

代 執 行 令 書

様

淡路市長 印

年 月 日付け 第 号の戒告書により、あなたが所有し、又は管理する特定空家等又は特定法定外空家等について、年 月 日までに必要な措置をとるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第10項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
規模 建築面積 m² ・ 延べ床面積 m²
所有者等の住所及び氏名

2 代執行の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額 円

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、淡路市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において淡路市を代表する者は、淡路市長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表面）

第 号
執 行 責 任 者 証
執行責任者職氏名
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。
年 月 日
淡路市長 印
記
1 代執行をなすべき事項
2 代執行をなすべき時期
年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第14条（略）
2～8（略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～15（略）
淡路市空家等の適切な管理に関する条例（令和元年淡路市条例第1号）（抜粋）
（特定空家等又は特定法定外空家等に対する措置）
第10条（略）
2～9（略）
10 市長は、第4項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
11～13（略）
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。
注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 年 月 日 号

代執行費用納付命令書

様

淡路市長

印

あなたが所有し、又は管理する特定空家等又は特定法定外空家等について代執行を行いましたので、行政代執行法第5条の規定により、下記のとおり代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、納付期限までに納付されないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができることを申し添えます。

記

1 代執行を行った特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等

所在地

用途

構造

所有者等の住所及び氏名

2 代執行の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3 納付金額 円

4 納付内訳

5 納付期限 年 月 日

様式第17号（第11条関係）

標 識

下記の特定空家等又は特定法定外空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項又は淡路市空家等の適切な管理に関する条例第10条第4項の規定により措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等又は特定法定外空家等

該当 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造

2 命令に係る措置の内容

3 命令に至った事由

4 命令の責任者及び連絡先

5 措置の期限 年 月 日

様式第18号（第12条関係）

（表面）

第 号	
応急措置実施者証	
所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">(写真)</div>
<p style="text-align: center;">上記の者は、淡路市空家等の適切な管理に関する条例第11条第1項の規定による応急措置を実施する権限を有する者であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
淡路市長 印	

（裏面）

淡路市空家等の適切な管理に関する条例（令和元年淡路市条例第1号）（抜粋）

（応急措置）

第11条 市長は、災害その他特別の事情により、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがある空家等又は法定外空家等（特定空家等又は特定法定外空家等を含む。以下この条において同じ。）について、他に適切な手段がなく、緊急の必要があると認めるときは、当該危害を回避するために必要最小限の応急的な措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。

2・3（略）

淡路市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（令和元年淡路市規則第2号）（抜粋）

（応急措置）

第12条 条例第11条第1項の規定による応急措置を実施する者は、応急措置実施者証（様式第18号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2・3（略）

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 号
年 月 日

応急措置に係る事前通知書

様

淡路市長 印

あなたが所有し、又は管理する空家等又は法定外空家等について、淡路市空家等の適切な管理に関する条例第11条第1項に規定する応急措置を下記のとおり実施しますので、同条例第11条第2項の規定により通知します。

なお、応急措置に要する費用は、同条例第11条第3項の規定により、あなたから徴収します。

記

1 対象となる空家等又は法定外空家等

該当 空家等 ・ 法定外空家等 ・ 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

2 応急措置の内容

3 応急措置に至った事由

4 応急措置を実施する時期 年 月 日

5 応急措置に要する費用の概算見積額 円

6 担当課及び連絡先

第 号
年 月 日

応急措置に係る実施通知書

様

淡路市長 印

あなたが所有し、又は管理する空家等又は法定外空家等について、淡路市空家等の適切な管理に関する条例第11条第1項の規定による応急措置を下記のとおり実施しましたので通知します。

なお、応急措置に要する費用は、同条例第11条第3項の規定により、あなたから徴収します。

記

1 応急措置を実施した空家等又は法定外空家等

該当 空家等 ・ 法定外空家等 ・ 特定空家等 ・ 特定法定外空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

2 実施した応急措置の内容

3 応急措置の実施日 年 月 日

4 応急措置に要した費用 円

5 その他添付資料

6 担当課及び連絡先

様式第 2 1 号 (第 1 2 条関係)

第 年 月 日 号

応急措置費用請求書

様

淡路市長

印

淡路市空家等の適切な管理に関する条例第 1 1 条第 3 項の規定により、下記のとおり応急措置に要した費用を請求します。

記

- 1 納付金額 円
- 2 納付内訳
- 3 納付期限 年 月 日